

大企業の環境保全経営論序説

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学商学研究所 公開日: 2012-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山口, 孝 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/13295

大企業の環境保全経営論序説

An Introduction To Ecological Business

山口 孝

はじめに

資本主義の発展のなかで、人類は私益を追及することが、公益をますという営利主義の原則にしたがって経営を発展させてきた。こうした経済発展の中心となったのが、企業であったのはいうまでもない。しかし、20世紀にはいって、先進諸国による2度にわたる領土の分割戦争を生み、それは、核戦争・核開発にゆきついてしまった。第2次大戦終了後も、先進国による経済競争は激烈をきわめている。競争は、再生不能な鉱物資源、特に石油の大量の消費や、再生に長時間を要する資源たとえば、森林資源の多くを食いつぶすかたちですすめられてきた。このような大企業の経済に科学技術や、哲学さえも奉仕してきたことは周知の事実である。

しかし、こうした多国籍企業化した大企業による、営利主義にもとづく資源の乱開発と大量消費は自然から人間社会へ、人間社会から自然へという物質代謝過程を破壊してしまった。大量の汚染物質の排出と、これの吸収不能な状態をうみだし、地球規模の環境破壊が進行しているのである。

他方で発展途上国では、人口の爆発的増加と経済の成熟の遅れのために、食料、薪炭を中心とする生活物資の生産が追いつかないというさしせまった状況にある。今後も発展途上国の貧困と飢餓はいっそう深刻となると予想されている。こうした状態は、先進資本主義国の発展と大企業の成長という光の影として発生していることは、アフリカの没落が先進資本主義国の植民地主義の結果であることから明かである。発展途上国の貧困と飢餓、自然環境の悪化についても、先進諸国は責任をもたねばならないのである。

1991年、日本がバブル経済の崩壊にさしかかった時期に、日本の財界を代表する経団連は企業行動憲章を発表している。そこで、「企業の社会的役割を果たす7原則」の第一に「社会的に有用な優れた財・サービスの提供につとめる」ことをかけ、第3に「環境保全に配慮した企業活動を行なう」としているが、ここではバブル期に噴出した大企業の行き過ぎた企業行動——土地や山林の買いあさり、山野を切りきざむゴルフ場建設やマンション建設、特定金銭信託と損失保証、公共工事獲得のためのヤミ献金、カラー死という言葉に代弁される苛酷な労働など——に

たいする、国内外の批判を言葉だけでさげようとするものであった。この憲章の第3の部分「経営トップの責務3原則」の(3)「企業行動にかんする社内チェック機能を持つ部分を設置し、担当役員を置くなど、企業の実態に応じた社内体制を整備する。監査機能を強化し、違法・不公正あるいは社会的常識に反する企業行動は、事実の確認により処分対象とする」とうたっているが、内部監査制度も、外部監査制度も十分実効もあるものとなっていない。そのことは、最近のゼネコン汚職のさい、多額の使途不明金を内・外の監査が見逃してきたことから明らかであり、環境監査については外部監査は未成熟であり、内部監査もまだ十分定着していない。

こうした財界の環境保全についての消極的な対応は環境基本法の策定の過程でも「不快の念を示すとともに、さらに原子力の取り込みや、『経済的手段』の導入への懸念、『環境影響評価法』の法制化に強く反対する姿勢を明かにしたという」¹⁾。

本稿はこうした問題状況のもとで、企業——とりわけ大企業の環境保全経営の現状とあるべき方向を示唆しようとするものである。

1 環境の危機を深める日本の経済

1990年の春以来、4年にわたって続いているバブル不況とその回復の過程は従来とは別の様相をみせている。それはもう、従来の高成長の時代は終わりを告げ、低成長の時代にはいったいうことをしめすものである。消費者需要は盛り上がり欠け、金融機関も貸出に慎重である。執ような円高のなかで、業績を向上させるために、固定費である、人件費、減価償却費、金利負担の縮減がすすめられている。設備投資は停滞し、希望退職や整理解雇、分社化という人べらしもすすんでいる。巨額の公共工事による景気浮揚策や、累計で4.25%にもなる公定歩合の引き下げもいまのところ目に見えた効果をあらわしていない。1993年度の実質経済成長率はマイナス0.2%（GNP国内総生産ベース）となっており、今後も94-95年度の2年間にわたり、実質成長率0.5-1.0%程度の低成長が続くという予測さえではじめている²⁾。

政府・官庁エコノミストは景気回復のために、消費需要や公共投資を喚起させる政策をとっている。しかし、それは、従来型のエネルギー多消費型で、結果的には地球資源を枯渇させ、地球環境を悪化させ、地球上の貧困と飢餓の防止にほとんど役立たないものとなっている。ここでなされなければならないのは、かけがえのない地球上の資源を保護し、公害と環境破壊を防止し、発展途上国の貧困と飢餓をなくすための投資でなければならない。低成長期はそのための好機でもある。

1) 『環境基本法ってなかに』公害・地球環境問題懇談会「JNEP」編、合同出版社刊、1993年、16ページ。

2) 日本総合研究所専務柿本寿明、「日本経済新聞」94年1月11日。

2 世界における危機の進行と発展途上国の貧困、 飢餓、人口の爆発的増加、公害問題の発生

この経済危機はひとり日本だけではなく世界のすべての国をおそっている。アメリカの貿易赤字と財政赤字は改善されず、過剰流動性による行き場のないカネが証券市場に流れて史上最高の株高を演じているが、いつ崩壊するか、の不安を含むものであり、失業率もいぜん5%台と高率なままに推移している。ヨーロッパ諸国の景気は依然停滞し、東欧・ロシアの経済は破局的である。またこれまで高成長を続けてきた韓国、中国など東北アジア地域の経済も変調をきざしはじめている。

発展途上国の人口の爆発的増加とこれにともなって生じた貧困・飢餓はきわめて深刻である。メドウズたちによれば、アフリカに多くみられるような低開発地域での人口増加率は2-3%であるが、死亡率の低下により、さらにこの比率は上がる可能性がある、ブラジル、インドネシア、タイ、エジプトなど中程度の開発国においては増加率1-4%になっており、増加率はやや低くなってものの、人口は幾何級数的に増大をつづけている、1991年には9,200万人の人口が増加したが、それは、ドイツ、スイス、オーストリアの全人口の合計に等しい、ととわれていると³⁾。こうした人口の爆発的増加が、いっそう資源を荒廃させ、環境を悪化させている。

経済の国際化がすすみ、日本は公害の輸出、熱帯雨林の破壊にしめされる海外環境の悪化を助長することとなった。日本のODAは、けっして、発展途上国の真の開発に役立たず、日本の大企業の海外進出の手引となるが、相手国の政治家の喰いものとなることが多いのが現状である。

3 これまでの日本経済とこれからのシナリオ

(1) 環境破壊の原点 — 80年代にいたる現代資本主義の高成長

戦後資本主義は、50・60年代の高成長により、先進資本主義諸国は巨大な生産力をきづきあげ、膨大な資本の蓄積をはたした。もちろんこの過程は、同時に貴重な石油、石炭等の再生不能な資源の大量消費の（自然からの大量摂取）の過程であり、木材のような生産に長い時間を要する資源の過剰摂取（過剰伐採）の過程であり、地球環境の汚染と廃棄物の蓄積の過程であった。そのチャンピオンはアメリカであり、これに、日本が追随したのはいうまでもなく、日本はおおいに表面の繁栄を謳歌した。その代表的首相は田中角栄氏であり、その代表的著作「日本改造論」は今後数倍にもおよぶ日本経済の高成長に対応するためのものであった。

70年代初頭のニクソンによる変動為替相場制への移行はIMF体制の崩壊を意味するものであった。さらに、第一次・第二次石油ショックが世界をみまった。これにより、痛打をうけたのは日本であった。それ以前にくらべ、十数倍にも原油価格は値上がりしたが、アメリカを中心とする石油戦略が効を奏して、高値であったが、安定化にむかった。この過程で、日本の大企業は徹

3) メドウズ、芽陽一監訳『成長の限界を超えて』ダイヤモンド社、1999年、32ページ。

底した省力・省エネルギー政策に成功している。

80年代にはいって、いっそう高成長に拍車のかかる日本と、ベトナム戦争による後遺症に悩むアメリカとの矛盾が顕在化し、85年にはプラザ合意による円高容認がなされ、国内では、低金利政策がとられた。しかし、大企業は高利潤を背景とした株高により可能となった株式の時価発行増資、転換社債、ワラント債の発行によって、きわめて低い資本調達コストで膨大な資金を手に入れることができた。こうした余剰資金が国内・外の株式や土地・ゴルフ場への投機と乱開発、企業買収の資金となった。海外進出による公害の輸出や木材輸入による熱帯雨林の喪失も生じたのであった。

(2)環境自然破壊の進行

60・70・80年代の政治は自民党と社会党中心の政治によって運営され、財界の主導のもとでの政・官・財の癒着の構造ができあがってしまった。大企業優位の政策がとられ、企業の社会的責任はなおざりにされた。60年代までに、四日市石油コンビナートによる大気汚染（四日市公害）、チソソ、昭和電工の水俣病、三井鉱山・神岡鉱業所のイタイタイ病、東邦亜鉛鉛毒事件など多くの産業公害事件を発生させた。こうしたなかで、70年代には公害、自然破壊に反対する住民の運動が盛り上がり、大企業や政府・自治体の公害対策の進化をもたらしている⁴⁾。

80年代の後半には、国内では農業、林業、水産業という自然環境をまもるに役立つ、第一次産業に著しい停滞、あるいは衰退現象がおこり、自動車、家庭電器、半導体などの輸出産業が急成長し、世界を支配するにいたる。国内では高速道路網が山野を切り刻み、排気ガスで自然環境を悪化させる自動車輸送が輸送の主体となり、もっともエネルギー効率と乗車効率の高い鉄道・船舶輸送が衰退した⁵⁾。

1990年の初頭から日本の株価と土地価格は低落に転じた。バブル経済が綻びはじめたのである。これらにたいして、当時の自民党宮沢政権は1992年度、1993年度と総額20数兆円にもなる「大」景気回復政策を実施したが、ほとんど効果なく、政・官・財の癒着と腐敗・汚職の構造があかるみにでて、ついに自民党政権は崩壊し、政治改革と政界浄化の旗じるしのもとで細川連合政権が成立した。この政権は二番底といわれる一層の不況の深化のなかで、史上最低のところまで公定歩合をひきさげるとともに、景気浮揚策をこころじるが、三番せんじでまったく役立っていない。財界と官庁エコノミストは赤字国債の発行による大型所得税減税と時期をずらしての消費税の大幅ひきあげを画策したが、それが成功しないうちに、首相自らの政治資金の不正の疑いで退陣を余儀なくされ羽田少数与党内閣にかわるが、短命に終わり、社会党村山委員長を首相とする自・社を中心とする連合政権が成立した。これまでの政府の林業・農業政策の失敗がこの政権

4) 山口孝「バブル後の経済不況とその克服策 — 経営分析的アプローチから —」, 明大商学論叢第76巻第4号, 76ページ, なお本論文は日本の経済・政治過程の進行については、この論文を環境問題に即して展開しており、若干重複する点がある。

5) 以上については「日本の大企業の成長と農林水産業の衰退」, 『地球サミットへの提言』, JSA (日本科学者会議レポート), 青木書店1992年参照, 第IX章参照。

のもとで、改善されることがよく望まれるのである。農業政策の貧困が93年のコメの大凶作のなかであきらかとなり、国有林の荒廃もおおきな問題となりつつあるからである。また環境・公害問題もこの政権が真剣に取り組むべき大きな課題である。全地球規模で、オゾン層破壊、酸性雨、有害廃棄物、海洋汚染、熱帯雨林の減少などとともに、地球温暖化が深刻な環境問題となっているからである。まさに「成長の限界」の研究者たちによれば、人口の爆発的増加の問題とともに、これらの問題を解決しなければ、21世紀への移行を画期として、人類は死滅に向かうことになる。

4 将来にたいする3つのシナリオ

日本の政治・経済・企業の将来および環境問題にたいして、3つのシナリオが描かれる。

(1)第1のシナリオ

政府は現在、大型の公共投資を実施することで需要を引出し、麻ひしている金融市場と証券市場を復旧するために超低金利政策によって金融機関と証券業者の救済にのりだしている。消費者需要の回復ははかばかしくなく、相次ぐ政府の景気浮揚策もあまり効果を発揮しない。企業は売上高の増加が望めないままで、徹底したリストラ、リエンジニアリングをおこない、コスト・ダウンをはかる。こうしたなかで、あらゆるかたちの雇用調整（人員整理）が強行されている。それはいっそう消費需要を萎ませることとなり、景気回復に逆行することとなる。企画庁は1993年10月に景気は底を打ったと公表したが1995年度後半までも景気はナベ底をほう状態が続くとみられる。

政府も企業も労働組合も、国際的、国内的な公害・環境問題についての関心の高まりのなかで、環境基本法の制定やアゼンダ21の策定をおこない、大企業も東京で地球環境経済人サミット（日本経済新聞主催）を開き、「環境」と「成長」の両立を目指す姿勢をとっている。しかし、これらのセクターにとって、いま緊急のものとなっているのは、景気と業績の回復であり、それらは唄い文句にすぎない。

(2)第2のシナリオ

現在進行中の不況はこのシナリオどおりでない可能性もある。第2のシナリオはもっとも楽観的なものであるが、金融機関は政府の救済策で不良貸付を処理し、貸付余力をもつにいたる。政府による株価維持が成功し、土地価格も上昇に転じる。さらに、リストラ、所得税減税、自動車、家電製品に対する特別消費税の引き下げなどの景気回復策が効を奏して急速に収益が改善されるという、小バブル発生のコースである。財界や産業界は歓迎するだろうが、国際的に孤立をふかめ、地価高騰と環境破壊の進行で勤労者との矛盾をふかめる。

(3)第3のシナリオ

クリントン政権のもとでも、アメリカの対日貿易赤字は増えるばかりであり、ヨーロッパも同様である。現在、この是正のための強烈な円高が進行している。この円高は輸出産業を直撃し、輸出の減少と巨額の為替差損に導く。内需拡大策も水増し部分がおおく、効果を発揮しない。円高のなかで大企業は採算を確保するために東南アジアを中心として、海外生産比率をたかめるが、それは国内における生産を縮小せざるをえず、いわゆる空洞化現象を起し、失業者はあっという間に増加する。こうして景気は底われ状態に陥る。アメリカの景気回復もみせかけだけのものであり、過去最高の株価も、日本と同様に崩れる。中国、韓国経済もインフレの高進によって、景気回復抑制策に転じる。こうしたケースにおいては、環境問題は二の次となり、もつぱら、経済と業績の回復に政府も企業も、労働組合も懸命にすることとなり、深まる環境の危機に不安をもつ消費者・国民との矛盾をふかめる。それが第3のシナリオである。

シナリオ4

世界と日本のこうした現状を革新するためにわれわれは第4のシナリオをえがかねばならない。

それには、つぎのような政策や法制化を実施させる必要がある。

- (1)自然環境破壊型の産業（自動車、石油化学、など）の高成長政策に歯止めをかけ、自然保全型産業である、農林水産業の維持、成長をはかるための投資に刺激をあたえる。
- (2)エネルギー効率と乗車・輸送効率の高い鉄道、海運への投資をふやし、航空機、自動車の規制をおこなう政策を推進させる。
- (3)勤労者が土地と家もてる住宅政策を税、金融の面をふくめ実施させる。
- (4)太陽エネルギーの利用等のクリーンエネルギーの開発のための研究や、公害・環境についての科学研究、教育のために投資を促進させる。
- (5)大企業の利益留保を促進している現在の税制を勤労者本位、環境保全のものにあらためさせる。
- (6)大企業の社会責任・環境保全責任の履行を法制化し、その実施過程を公表させる。
- (7)監査機能を経営から独立させ、監査人が真に利害関係者の立場から監査しうるようあらためさせる。
- (8)環境監査制度を確立し、一定規模以上の企業にたいして、内部環境監査と外部環境監査を義務づける。
- (9)勤労者が企業人間から脱却し、家庭と地域の環境改善に奉仕し、物財の大量消費というアメリカ的消費スタイルを家庭生活と地域社会と国際社会を基底にすえた総合生活スタイルをつくりあげる。
- (10)海外援助や海外投資、多国籍企業の活動について規制と監督を強化し、その国の環境破壊せず、環境保全とその国の住民に役立つものにさせる。

などがこれである。

現在の深刻な不況は1920年代の終わりに起こった世界恐慌に対比されるものをもっている。このとき、アメリカはテネシー河開発などの公共政策をおこない、イギリスは安い家賃で入居できる賃貸マンションや勤労者が容易に支払いうる低金利の住宅購入資金を提供するなどの住宅政策をおしすすめた。ドイツとイタリーではファシズムが台頭し、そして日本は中国大陆に軍事進出を強行して、悲惨な結幕をみたのである。このような歴史をくりかえしてはならない。深刻な構造的危機のいまこそ絶好の環境の時代への転換期である。— 環境の経済 — 環境の政治 — 環境の経営 (EB) — 環境の生活をわれわれはめざさなければならない。

5 環境保全型経営 (エコロジカル・マネジメント) をどうすすめるか

前章の第4のシナリオを実現するためには、企業経営を環境保全型に改めなければならない。

(1) エコ・マネ、エコ・ビ (エコロジカル・ビジネス) のちがい

エコ・マネとは企業が環境を重視することを経営理念として経営・管理をおこなうことであり、エコ・ビは環境浄化の製品やサービスを販売してもうける企業 (例えば環境アセスメント産業、環境浄化装置 — エバラ製作所、フロン浄化装置 — 新日鉄・東電など5社) のことであり、この接点を求めなければならない。

(2) エコビリティの提唱

1 エコビリティとは

ここでわれわれは、ここで和製英語、エコビリティ (ecobility) を提唱したい。企業活動は、おおくの責任をとるものであるが、中世に活動した前期的商人 — たとえばベニスの商人 — たちはその出資者にその勘定 — 会計 — を明らかにしてその管理責任をはたした。これをアカウントビリティ (accountability — 会計責任) という。こうしたアカウントビリティの進化とともに、企業は大きく発展をしている。

近代的株式会社が成立すると、会社の経営者は多数の株主、債権者ばかりでなく、そこで働く従業員、その会社が製造、販売する大量・多種類の商品・用益を購入する消費者とうに責任を負うこととなる。すなわち公共性をもたなければならない。これを経営責任 — management responsibility (経営の利害関係者にたいする責任) とよぶことができる。これに業務と会計の監査が必随したことは当然である。

今日、大会社は社会的責任として、とりわけこれまでか述べてきたような、環境にたいする責任を負わねばならない。これはきわめて重要な企業の社会的責任となっているからである。これをわれわれは環境責任 — ecobility (ecologecal responsibilityの略称, EB) とよぶことにする。

(3)エコビリティの経済思想

EBの経営思想はEBの経済思想にもとづいている。それは、

(1)これまで無限に存在するために、使用価値はあるが価値（交換価値）はないとされてきた物質の経済価値をどのように認識するか、の問題である。いま、水や空気が有限であり、汚染さらされておき、すでにほとんどの場合淡水は価値物として販売されているが、それは無価値の水を浄化し運搬する労働に等しい価値を中心として販売価値がきめられているがそれでよいものか。空気についても同様のことがいえる。汚染された空気はある場合は——例えば実験室、工場において、そのまま使用できずに、浄化することを必要とする場合がある。また極端に汚れた空気は浄化して、排気する必要もある。こうした浄化労働の価値で空気の価値をきめてよいのであろうか、

(2)石油、鉄鉱石のような再生不能の鉱物資源についてもほぼ同様なことがいえよう。これらの価値はこれを発見（開発）し、採掘し、消費者にとどけるための労働の価値を中心としてきめられてきている。しかし、きわめて長い時間のなかで地球の創造した有限の資源をこれだけの価値で評価してよいのだろうか。自然がこれを醸成した時間の価値を含まなくてよいのであろうか⁶⁾。

(3)さらに、その物質の製造に相当長い期間を要する、例えば木材の価値はなにによって、決定されているのか。おそらく、低価格で輸入されている熱帯雨林産の木材の価格は、それを現地で伐採する低廉な労働力の価値と、消費地までの輸送費用を中心として形成されているとみられる。

これらのいずれの場合においてもその財を生み出すために必要な時間——醸成ともいうべき——のコストを含むべきである。さしづめこれらの価値はそれらと同一物を人工的に生み出すためのコストに等しいと考えられる。これまで、石油や木材などが安価に提供され、生産者に膨大な利益をもたらしているのは、そのコストのなかに醸成のコストを含まず、それを利益のなかに移転しているからである。空気や水、石油等のような再生不能な鉱物資源、さらには木材のような再生に長期の時間を要する資源が安価にもとめられ、安易に使用されているのは、人間の自然からの収奪といってよいであろう。

6) 井尻雄士氏は、アメリカの油田認識会計という会計方法を紹介し、次のように述べている「これは油田発見と同時にその埋蔵量を推定し、それと現在の売価ならびに採出費用にもとづいて、将来の予想利益を計算します。そしてその現在価値でもって埋蔵石油ガスの簿価とするというのです。しかもその簿価が全額発見された年度の収益となり、これから発見に用いた当期の全ての費用を差し引いて損益を出そうというのです。まだ掘り出しもしないでたんなる発見時に、将来の利益を全部見積って直ちに当期の収益にしようという、これまでの学説でも考えられたこともないようなやり方で、皆あつけにとられたところであります」(井尻雄士『三式簿記の研究』中央経済社、1984年、151頁)。

この方法は、1980年から実施され、財務表の脚注の数ページを占めていると井尻氏は述べている。われわれにとって、この会計方法は、石油ガスの価値を単に開発費や採出費用だけでなく評価しようとしている点、その評価を将来の予想利益の現在価値で評価しようとしている点が注目される。この方法の音頭取りハロルド・ウイリアム氏(当時証券取引委員会委員長)は、石油ガスの莫大な価値を認識して、この方法を提唱したものと思われる。

表 国有林事業の総合計算書 (1991年)

(単位：億円)

1. 費用・収益分析

費用	金額	収益	金額
(企業の領域)		(企業の領域)	
経営費	1,446	売上高	1,723
一般管理費及販売費	817	林野等売払収入	340
雑損	3	雑収入	110
		雑益	1
		森林保全費等受入	11
		(営業損失)	81
合計	2,266	合計	2,266
(国家的領域・事業勘定)		(国家的領域・事業勘定)	
治山事業費	135	治山勘定より受入	135
(国家的領域・資本勘定)		(国家的領域・資本勘定)	
減価償却費	503	利子財源受入	100
資産除却費	50	(本年度損失)	1,177
支払利子	643		
営業損失	81		
合計	1,277	合計	1,277

2. コスト・ベネフィット分析

コスト		ベネフィット	
本年度損失	1,177	(国有林のベネフィット)	
花粉症による損失		酸素供給, 大気の浄化	(34,944)
ベネフィット超過額	(75,197)	水資源かん養	(10,920)
		土砂流失防止	(16,162)
		土壌崩壊防止	(374)
		保健休養	(10,702)
		野生鳥獣保護	(3,182)
		気温保持	
		栄養塩の無機化作用	
		その他	
		小計	(76,284)
		(国有林経営のベネフィット)	
		森林の保育	
		木材価格の安定	
		山村住民の雇用と所得増大	
		小計	
合計	(76,284)	合計	(76,284)

3. 再調整

政府資金の受入	246	ベネフィット超過額	(75,197)
純ベネフィット超過額	(74,951)		
合計	(75,197)	合計	(75,197)

(注) 森林のベネフィットは、1980年度についての農林水産省資料による森林の公益機能24兆4,500億円に対し、国有林面積31.2%を乗算して算出(年度が異なるためカッコで表示)。

6 経営思想はどう形成されるか

エコビリティの経営思想はどのようにして形成されるであろうか。

(1)EBとしての企業・経営の認識

それは第一に企業・経営をEBの場として認識しなければならない。企業の動機は営利ではなくしてベネフィット（便益）であり、そのためのコスト（原価）概念を拡大して、できるだけおおく環境への負荷を原価にとりこむ必要がある。現在のせまい収益主義会計——費用、収益の対応計算——からEBの立場からのコスト・ベネフィット分析を実施し開示する必要がある。その一例を国有林野特別会計をれいとしてあげれば9頁の表のようになる。

この表から次の点が明らかとなる。

(1)国有林野事業は、売上高から経常費と販売管理などの経費を賄った場合、その損失はわずかに81億円にすぎない。

(2)治山事業費は必ずしも多くはなく、治山勘定より受け入れた範囲で支出がなされている。このことは、森林の保全が十分なされず、荒廃にさらされていることを示すものである。

(3)減価償却費、資産除去費、支払利息などは、資本投下から生じる諸費用であり、資本費とよぶ。資本費は、主として経営者の才覚と責任からその金額がきまる。国有林野事業勘定の1,177億円の赤字はほとんどここから生じている。国が支払利息と減価償却費を負担してくれるか、林道開発など償却資産への投資をすべて国が一般会計からの支出を行なうこととし、減価償却費の計上を必要としなければ、資本勘定領域の費用は必要でなくなり、国有林野事業特別会計の赤字はなくなる。

(4)コスト・ベネフィット分析によって、国有林のベネフィット（便益）は7兆円をこえ、企業的領域における売上高1,723億円よりはるかに大きなものであることが推定される。とりわけ、酸素供給、大気の浄化、土砂流失、水資源涵養、保健休養などのベネフィットが大きい。

(5)同時にまた、国有林野事業は、その経営の遂行過程そのもののもつ公益性がある。その1つは、市場に木材を供給する量を調節することによって、その価格を安定させる機能を持つが、現代は外材の大量輸入により、十分はたされていない。

(6)人の住まない山村が増えている。これは、国の農・林業政策によるところが多い。とくに、林業業者は「林業生産活動の停滞を反映して減少傾向で推移してきており、平成2年は昭和60年を3万人下回る11万人となった。また、年齢構成についてみると50歳以上の就業者の割合が69%（60歳以上は25%）と高齢化がしんこうしている」（『林業白書』1991年度版、59ページ）。山村住民の雇用と所得を増加させるといふ林業経営のベネフィットは多く失われている。

(7)表のように、国有林野事業勘定の損失はこれまで述べた国有林野事業のベネフィットによって、十分補われてあまりがある。政府は、こうしたベネフィット＝公益性があるために、治山勘定と一般会計から146億円を投入している。それは、ベネフィットのコストともいえる。このた

め、再調整してこの部分を差し引いた純ベネフィットを金額化すると7兆5,197億円となる⁷⁾。

(2)環境保全の知識，技術，思想の育成

環境保全の必要性にたいする広く、深い知識が必要である。そのうえで、公害を防御し、自然破壊を防止するための技術を開発しなければならない。こうした過程は同時に、環境保全の科学をうみだし、これと企業理念との対立・矛盾を超克したところに、環境保全の経営思想がうみだされる。

すなわち

環境保全の知識・技術 — 環境科学 — 環境保全の経営思想
となる。

(3)EBの行動はどう動機付けされるか

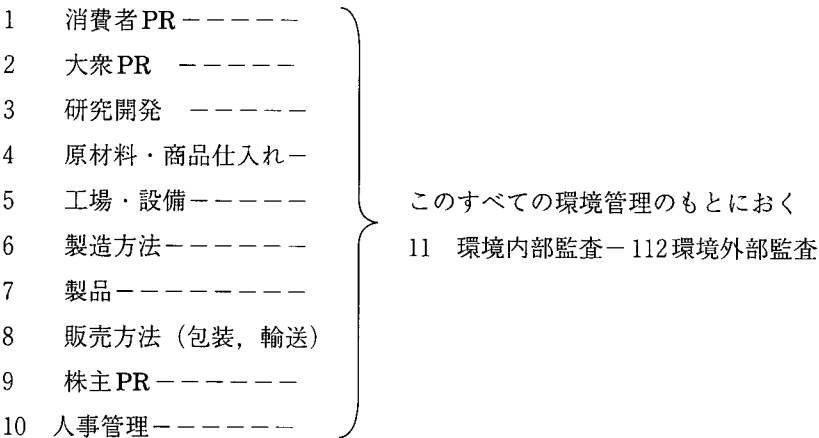
エコビリティの実践はどう動機付けされるであろうか。それはエコビリティの理念を経営方針・経営指針とし、経営実践をすすめる、それがひろく社会にうけいれられていく過程で経営信条としてより企業にふかく浸透していくであろう。

すなわち

エコビリティ (EB) の理念 — EBの経営方針・経営指針 — EBの経営実践 — EBの経営信条
となる。

(4)エコビリティによる経営管理

エコビリティによる経営管理はさしづめつぎのように図式化できる



7) 山口孝「国有林野会計の変遷とコスト・ベネフィット分析」, 黒木三郎他『日本国有林論』大月書店, 1993年3月, 第7章141ページ~144ページ。

7 社会的統制の必要

エコビリティを実施させるためには、社会的な統制が必要である。世界各国の民間代表者で構成する国際標準化機構は、国際的な品質管理システムのチェック機構であるが、「企業が環境保全的な行動をするための行動指針及び環境にあたえる負荷を最小限かにできるための製品の規格について、国際標準をつくろうとする」努力しており⁸⁾各国もこれに対応する準備をすすめている。また企業の労働組合組織による、この面の要求とその実施過程の監視がのぞまれる。金融機関の融資の基準にも環境審査をとり入れる姿勢が求められている。

法制度の面では、第一に環境への負荷を軽減し環境保持に役立つために環境税の施行が必要である。市民フォーラム2001(事務局長岩崎駿介)は環境税プロジェクトをつくり、環境規制・税制のあり方と方法について提案をおこなっている。

彼らは1. 基本的問題として、(1)直接規制を交替させてはならない。(2)歳出全体が開発に偏っており資源保護、環境保全があまりにも小さい。(3)原子力が優遇されている。(4)温暖化や環境破壊を促進する補助金、税制優遇措置が多い。(5)金融、貿易の問題(としか書かれていない—筆者)(6)エネルギーだけでなく、資源の乱用防止のためにバージン資源税の考え方が必要。(7)予算の単年度主義について例外を認めるべき、としている。つづいて2. 規制で対処することが適当なものとして(1)大気汚染物質の規制等型7公害関係。(2)オゾン層破壊物質の規制回収義務付け。(3)重金属汚染商品の規制、回収義務付け(乾電池等)をあげている。さらに3. 税・課徴金施設として(1)温暖化防止のための税・課徴金。(2)自動車交通のための税・課徴金。(3)有害物質を含んだ商品への税・課徴金。(4)バージン税・課徴金。(5)廃棄物への税・課徴金、をあげている。

筆者によればさらに商法、証券取引法などに、企業の社会的責任の重要な要件として、環境保全の責任とその実施過程の開示(筆者が提示するような、コスト・ベネフィット分析の開示もそこにふくまれる。)を明文化することがのぞまれる。

しかし、もっとも重要なのは、国民が強くこの必要せいを自覚して町や村おこしのための必須の条件として自らの生活を環境保全型にきりかえ、企業・政府・自治体にもこうした面での積極的な施策をもとめてゆくことが必要である。

以 上

8) 保多博他「環境保全と経済の発展」ダイヤモンド社、1994年、153ページ。

注) 三上富三郎氏の「環境保全に対応する企業の経営行動—マーケティングを中心として—」(『明大商学論叢』第76巻第4号)は環境保全に対応する企業行動を、マーケティングに焦点をあてて論じたきわめて示唆にとむ優れた論文である。氏はつぎの6Pから環境マーケティングを論じる必要がある、とされそれぞれについて環境保全の立場でのあるべき姿を論じられている。いまその6Pとはつぎのようである。

P-1 Product (製品, 製品計画)
 P-2 Packaging (包装, 価格政策)
 P-3 Price (価値, 価格政策)
 P-4 Place (チャネル, 販売経路政策)
 P-5 Promotion (広告, 販促など)
 P-6 Physical Distribution (物的流通)
 (前掲論文, 66ページ)